

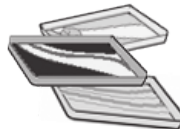
## 「プラスチック製容器包装」の出し方

### 《プラスチック製容器包装の出し方のポイント》

- ・透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。
- ・「プラ」のマークがついているもの、「プラ」マークの横に書かれているものが対象です。

### 《主なもの》

- ・お菓子の空き袋、色や模様があるトレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、シャンプーのボトル等容器、発泡スチロールなど



### 《まちがえやすいもの》

- ・ストローやバケツなどのプラスチック製の製品  
(例)CDやCDのケース、ビデオテープはプラスチック製ですが燃やせるごみとして出してください
- ・中身が有害なものの容器類  
(例)トイレ用洗剤や除草剤の容器類は中身を使い切り、燃やせるごみとして出してください



### 《白色トレイの出し方のポイント》

- ・透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。
- ・色や模様のない白い食品トレイが対象です(色や模様があるトレイはプラスチック製容器包装として出してください)。

▶問い合わせ先=住民生活課 生活環境係 ☎(56)9131

## 町水道へ切り替えませんか？ ～水道加入金を減免します～

町水道の加入促進のため、平成31年4月1日から、井戸水等を使用している方が町水道に切り替える場合に、水道加入金を半額に減免します。

3年間の期間限定となります。ぜひこの機会に、町水道への切り替えをご検討ください。

### <町水道にはメリットがたくさんあります>

- ・定期的に、水質検査(毎月)、放射性物質検査(年4回)を行っている、安全で安心なお水です。
- ・井戸水のように、地下水が減って出なくなる心配がありません。24時間、安定して水道水を利用できます。停電時にも利用できます。
- ・井戸水のポンプやモーター等のメンテナンスが不要です。給湯設備等が井戸水よりも長持ちする傾向です。

▶減免期間(申請受付期間)=平成31年4月1日から3年間

▶減免の対象となる方=以下の条件すべてに該当する、水道新規加入者

- ・井戸水等の自家用水道から町水道へ切り替える方
- ・家事用として水道を使用する方
- ・メーター口径が13mm、20mm、25mmの方
- ・町税等を滞納していない方

※増径は対象外です。



▶減免の額=加入金の半額を減免します。

| メーター口径 | 加入金の額(税抜) | 減免額(税抜)  |
|--------|-----------|----------|
| 13mm   | 50,000円   | 25,000円  |
| 20mm   | 135,000円  | 67,500円  |
| 25mm   | 230,000円  | 115,000円 |

※上記の減免額に消費税を加えた額を減免します。

▶申請方法=給水装置工事の申請時に「上三川町水道事業加入金減免申請書」を上三川町指定給水装置工事業者に提出してください(申請書は上下水道課窓口及び町ホームページからも入手できます)。

▶問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎(56)9168

# 役場窓口でマイナンバーカードの オンライン申請をお手伝いします！

役場窓口にてタブレット端末によるマイナンバーカードのオンライン申請補助を行っています。

ぜひ、便利なマイナンバーカードをこの機会に作成してみませんか？

## 暮らしに便利なマイナンバーカード

証明書のコンビニ交付サービス、e-Tax等の税の電子申告、公的な本人確認書類等として利用できる便利なカードです。



**初回交付  
手数料無料**

## 申請の流れ

### ①受付

申請者本人が下記の物を持参し、受付を行います。

#### ☆持参する物

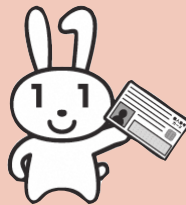
- 1) 個人番号カード交付申請書  
(紛失時は窓口で再交付します)
- 2) 本人確認書類  
(運転免許証等の公的機関発行の写真付きのもの1点または健康保険証等の「氏名+生年月日」もしくは「氏名+住所」が記載されているもの2点)

### ②申請

職員がタブレット端末を利用して申請者の顔写真を撮影し、オンライン申請のお手伝いを行います。

※顔写真に不備がある場合には、再度顔写真の撮影直しに来庁していただくこともあります。

写真撮影も  
無料です



### ③カード受け取り

申請から約1か月半後、役場より交付通知書(ハガキ)をお送りします。

申請者本人が、交付通知書に記載されている必要な持ち物を持参して、受け取りに来庁ください。



【交付通知書(ハガキ)】

申請場所：上三川町役場住民生活課

受付時間：平日 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※混雑時は受付に時間がかかる場合があります。

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125